



1 学校生活について

(1) 欠席・遅刻・早退の扱い

- ア 欠席・遅刻をする場合は、原則として保護者が事前に「安心安全メール」で学校に連絡する。
- イ 通常授業の場合、午前8時30分のチャイムが鳴り終わった時点で教室へ入室していない生徒は遅刻とする。
- ウ 遅刻した場合は職員室で入室カードを記入し、教員のチェックを受け教室へ行く。教室では担任または教科担当者にカードを提出する。
- エ 悪天候時の遅刻扱いの判断は状況に応じて教頭（不在の場合は教務主任）が判断する。なお、特別な事情がない限りバスによる遅延は認めない。
- オ 早退者は「外出・早退許可証」に理由と行先を記入し、担任（体調不良時は養護教諭）の許可を受けてから、下校する。帰宅後は直ちに学校へ連絡する。
- カ 始業から授業終了までに無断外出しない。やむを得ない事情により校外へ出る必要がある時には担任の許可を受け、「外出・早退許可証」を携帯する。

(2) 自転車通学について

- ア 通学に自転車を利用したい者は「自転車通学許可願」を提出し、担任および生徒指導部の許可を受ける。
- イ 許可者には学校指定のステッカーを配付するので（有料）、後輪の泥除けの反射器の上に貼付する。
- ウ ステッカーのない自転車での通学は許可しない。
- エ 本校から半径1kmの範囲内および乗車距離の片道が1.5km未満の場合は許可しない。また、地下鉄駅（浄心・浅間町）と本校間の利用は許可しない。
- オ 自転車の買い換えにより、ステッカーの再発行を希望する場合は生徒指導部へ申し出て、「自転車通学許可願」の内容に加筆し、ステッカー代を支払う。
- カ 自転車損害賠償責任保険等に加入すること。
- キ 安全確保のためヘルメットの着用に努めること。
- ク 自転車の交通違反に対する取締りが強化されていることを踏まえ、法令を遵守し、より一層安全な運転に努めること。

(3) アルバイトについて

原則禁止とする。特別な事情によりアルバイトを希望する生徒は、保護者同意のもと、担任を通じて学校に申し出る。

(4) スマートフォン等情報機器の扱いについて

- ア 学校敷地内では、マナーモードに設定する。
- イ 歩きながらの使用はしない。また、人の通行の妨げになるような状況では使用しない。
- ウ 学校敷地内では、ゲームなど個人の娯楽を目的とした使用はしない。
- エ 学校の情報をむやみにSNS等へ投稿しない。
- オ 試験中は電源を切って鞆の中へ入れる。なお、考査中の持ち込み（机、制服ポケット）を発見した場合は、不正行為とみなし、指導の対象となる。

(5) 特別な指導について

下記の行為は特別な指導の対象となる。

- ア 飲酒、喫煙、暴力・暴言行為、窃盗、SNS等での誹謗中傷行為等（法令違反）
- イ 無断免許取得、原付・自動二輪車同乗
- ウ 考査時の不正行為

エ 理由なく欠席または欠課した場合（怠学）

オ その他生徒としてふさわしくない行為

(6) その他

ア 貴重品や多額の現金を持参しない。特別な理由で持参した場合は、身辺から離さないようにする。

イ 運転免許証を取得することは禁止する。就職の場合などで自動車免許取得の必要が生じたら、生徒指導部に相談する。

2 服装等身だしなみについて

身だしなみは質実（清潔・誠実）であること。時と場所と場合やフォーマルな服装である制服の本質を鑑みて、ボタンや校章、スカート丈等に気を配り、節度のある身だしなみとすること。また、以下の内容について特別な事情を有する生徒は、担任・生徒指導部と相談の上、別途対応等する。

(1) 頭髪等

ア 流行をおわず学生としての品位を保つこと。

イ 脱色・染色・パーマ・付け毛などの加工は禁止する。

(2) 制服

制服はすべて本校の規定にしたがうこと。

【Aタイプ】冬：黒の詰襟標準学生服。上衣・ズボンとも同じ色。ボタンは本校校名入りのもの。

夏：白無地の開襟シャツ又はカッターシャツ。

冬・夏通じて左襟に校章バッジをつける。

【Bタイプ】夏・冬ともに既定のセーラー服。

夏・冬通じて左胸ポケットに校章バッジをつけ、襟に黒のリボンネクタイをつける。

スカートの長さは直立した状態で膝にかかる長さとする。

ア Aタイプ・Bタイプは、どちらでも着用できる。

イ 購入後の制服に加工をせず、正しく着用すること。

ウ 登下校は制服や定められた服装を着用し、防寒具を除き、他のものを上に重ねて着用しない。

エ A・Bタイプ以外の服装を希望する生徒はジャケット・スラックス（黒色無地）の着用を認める。左襟（フラワーホール付近）に校章バッジをつける。

(3) 季節に応じた服装

酷暑に対応する手立てとして、制服の代わりに本校で定めた服装で、登下校や学校活動に参加することを認めている。体調に合わせて服装の調節を行うことを主旨としている。実施期間や着用できるアイテムについては別途指示する。

(4) 履物

ア 運動靴または黒・茶色の短革靴とする。

イ 校舎内の上履きは学年色指定のスリッパとする。

(5) 防寒着・防寒具

ア 制服を正しく着た上で、制服の上に着用するものとして、適切なものを各自が判断して着用すること。

イ 落ち着いた色合いのものであること。

ウ 式典や考査では防寒着を着用しない。

(6) その他

化粧・アクセサリ類（ピアス・ネックレス・指輪など）・カラーコンタクト類は禁止とする。

週休日の部活動の服装については、各部顧問の指導に従う。

3 心得の見直し規定について

この心得は、地域の状況や社会の変化を踏まえた上、適宜見直しを行う。心得の見直しが必要な場合は、教職員、生徒議会、PTAの意見を聴取し、学校が変更を決定する。